

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>光ネットサービス契約約款</p> <p><u>2023年5月1日</u></p> <p>株式会社 STNet</p>	<p>光ネットサービス契約約款</p> <p><u>2023年5月29日</u></p> <p>株式会社 STNet</p>	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧						新						備 考 (変更理由)																										
<p>別 記</p> <p>1 ピカラ光ねっとの提供区域等</p> <p>(1) ピカラ光ねっとの提供区域</p> <p>当社が提供するピカラ光ねっとの提供区域は、次表のそれぞれの市町村の区域とします。また、各提供区域の提携事業者、特定協定事業者は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>市町村の区域</th> <th>提供区域名</th> <th>提携事業者</th> <th>特定協定事業者</th> <th>初期提供開始日の引継ぎ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">愛媛県</td> <td>[エリア区分(1)] 宇和島市</td> <td rowspan="2">ピカラ UCAT</td> <td rowspan="2">宇和島ケーブルテレビ株式会社</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">可 (ただし、エリア区分(1)に限ります)</td> </tr> <tr> <td>[エリア区分(2)] 北宇和郡鬼北町、松野町</td> </tr> </tbody> </table>						地域	市町村の区域	提供区域名	提携事業者	特定協定事業者	初期提供開始日の引継ぎ		愛媛県	[エリア区分(1)] 宇和島市	ピカラ UCAT	宇和島ケーブルテレビ株式会社	-	可 (ただし、エリア区分(1)に限ります)	[エリア区分(2)] 北宇和郡鬼北町、松野町	<p>別 記</p> <p>1 ピカラ光ねっとの提供区域等</p> <p>(1) ピカラ光ねっとの提供区域</p> <p>当社が提供するピカラ光ねっとの提供区域は、次表のそれぞれの市町村の区域とします。また、各提供区域の提携事業者、特定協定事業者は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>市町村の区域</th> <th>提供区域名</th> <th>提携事業者</th> <th>特定協定事業者</th> <th>初期提供開始日の引継ぎ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">愛媛県</td> <td>[エリア区分(1)] 宇和島市</td> <td rowspan="2">ピカラ UCAT</td> <td rowspan="2">宇和島ケーブルテレビ株式会社</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">可</td> </tr> <tr> <td>[エリア区分(2)] 北宇和郡鬼北町、松野町</td> </tr> </tbody> </table>						地域	市町村の区域	提供区域名	提携事業者	特定協定事業者	初期提供開始日の引継ぎ	愛媛県	[エリア区分(1)] 宇和島市	ピカラ UCAT	宇和島ケーブルテレビ株式会社	-	可	[エリア区分(2)] 北宇和郡鬼北町、松野町
地域	市町村の区域	提供区域名	提携事業者	特定協定事業者	初期提供開始日の引継ぎ																																	
愛媛県	[エリア区分(1)] 宇和島市	ピカラ UCAT	宇和島ケーブルテレビ株式会社	-	可 (ただし、エリア区分(1)に限ります)																																	
	[エリア区分(2)] 北宇和郡鬼北町、松野町																																					
地域	市町村の区域	提供区域名	提携事業者	特定協定事業者	初期提供開始日の引継ぎ																																	
愛媛県	[エリア区分(1)] 宇和島市	ピカラ UCAT	宇和島ケーブルテレビ株式会社	-	可																																	
	[エリア区分(2)] 北宇和郡鬼北町、松野町																																					

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>11 ピカラ光ねっどにおける禁止事項 ピカラ光ねっど契約者は、ピカラ光ねっどを利用するにあたり、以下の行為についてを行わないものとします。</p> <p>(23) ピカラ光ねっどの一部又は全部を第三者（同一契約者回線等を使用する同居の家族等は除きます）に利用させたり、転貸する行為。ただし、<u>料金表に定める事業者が提供するサービスを利用する場合を除く。</u></p>	<p>11 ピカラ光ねっどにおける禁止事項 ピカラ光ねっど契約者は、ピカラ光ねっどを利用するにあたり、以下の行為についてを行わないものとします。</p> <p>(23) ピカラ光ねっどの一部又は全部を第三者（同一契約者回線等を使用する同居の家族等は除きます）に利用させたり、転貸する行為。ただし、<u>当社と公衆無線 LAN サービスに関する業務提携をする事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）が提供する「『公衆無線 LAN サービス』環境提供サービス」を利用し、かつ当社が販売又は貸与する無線アクセスポイントを利用する場合を除く。</u></p>	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧				新				備考(変更理由)
料金表 第1表 料金 第2 機器のレンタル料 2 ピカラ光ねつとを契約者以外の第三者に利用させる場合(公衆無線LANサービス)				料金表 第1表 料金 第2 機器のレンタル料 2 ピカラ光ねつとを契約者以外の第三者に利用させる場合(公衆無線LANサービス)				
区分	単位		料金額[月額](税込)	区分	単位		料金額[月額](税込)	
1 無線アクセスポイント	基本額	「1Gb/s」の場合 注) 「1Gb/s」以外の品目の場合、本機能は提供しません	無線LANアクセスポイントについて1の機器ごと 700円 (税込770円)	1 無線アクセスポイント	基本額	「1Gb/s」の場合 注) 「1Gb/s」以外の品目の場合、本機能は提供しません	無線LANアクセスポイントについて1の機器ごと 700円 (税込770円)	
1 無線アクセスポイントとは、契約者回線等の終端に接続する当社が指定する電気通信事業者が提供する公衆無線LANサービスが利用できる機器をいいます。		ピカラ光ねつとのみ利用している場合 注) ピカラ光でんわを契約している場合は提供しません	無線LAN対応ルータについて1の機器ごと 無料	1 無線アクセスポイントとは、契約者回線等の終端に接続する当社と公衆無線LANサービスに関する業務提携をする事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)が提供する「『公衆無線LANサービス』環境提供サービス」が利用できる機器をいいます。		ピカラ光ねつとのみ利用している場合 注) ピカラ光でんわを契約している場合は提供しません	無線LAN対応ルータについて1の機器ごと 無料	
(2020年10月16日をもって新規受付を停止)	備考			(2020年10月16日をもって新規受付を停止)	備考			
	ア 当社は、1の契約者回線等につき、1の機器を提供します。また、当社が提供する無線LANアクセスポイントは最大で4台までとなります。				ア 当社は、1の契約者回線等につき、1の機器を提供します。また、当社が提供する無線LANアクセスポイントは最大で4台までとなります。			
	イ 当社は、本機能の提供に伴い、無線LAN対応ルータを貸与します。ただし、ピカラ光でんわ契約に係る無線LAN対応ルータを既に提供している場合においては、別途当該機器の提供はいたしません。				イ 当社は、本機能の提供に伴い、無線LAN対応ルータを貸与します。ただし、ピカラ光でんわ契約に係る無線LAN対応ルータを既に提供している場合においては、別途当該機器の提供はいたしません。			
	ウ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器で公衆無線LANサービスを利用するにあたり、公衆無線LANサービスの提供事業者である株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスへの申込みが別途必要となります。				ウ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器で公衆無線LANサービスを利用するにあたり、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが提供する「『公衆無線LANサービス』環境提供サービス」への申込みが別途必要となります。			
	エ 当社は、上記イの公衆無線LANサービスの利用に限り、この約款の別記11「ピカラ光ねつとにおける禁止事項」で定めるピカラ光ねつとの第三者利用を認めます。				エ 当社は、当社と公衆無線LANサービスに関する業務提携をする事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)が提供する「『公衆無線LANサービス』環境提供サービス」を利用し、かつ当社が販売又は貸与する無線アクセスポイントを利用する場合に限り、この約款の別記11「ピカラ光ねつとにおける禁止事項」で定めるピカラ光ねつとの第三者利用を認めます。			
	オ 当社はピカラ光ねつと契約者の責めによらない理由により当該機器が正常に利用できなくなった場合、当社の責任において修理又は取替え等の対応を行うものとします。				オ 当社はピカラ光ねつと契約者の責めによらない理由により当該機器が正常に利用できなくなった場合、当社の責任において修理又は取替え等の対応を行うものとします。			
	カ 当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めに帰すべき事由により当該機器を滅失又は毀損した場合は、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。				カ 当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めに帰すべき事由により当該機器を滅失又は毀損した場合は、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。			
	キ ピカラ光ねつと契約者は、本機器の解約を行う場合、直ちに当該機器を当社に返還するものとします。なお、当社が定める期日までに返還が行われない場合には、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。				キ ピカラ光ねつと契約者は、本機器の解約を行う場合、直ちに当該機器を当社に返還するものとします。なお、当社が定める期日までに返還が行われない場合には、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。			
	ク 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。				ク 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。			
	ケ 当該機器におけるその他提供条件については、この約款に定めるところによります。				ケ 当該機器におけるその他提供条件については、この約款に定めるところによります。			

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則 <u>(実施期日)</u> 1 この改正約款は、2023年5月29日から実施します。</p>	